介護老人保健施設とよさと
介護予防通所リハビリテーション利用料金

月額費用として、(1)**基本料金**＋(2)**介護給付以外の料金**＋(3)**各種加算料金**をお支払い頂きます。
（利用者様の介護度、加算の有無等によって、各々の利用料金が算出されます）

1．基本料金（介護保険一部負担分）

介　護　度	料　　金
要 支 援 1	2,268　円／月
要 支 援 2	4,228　円／月

左記は国が定める「介護報酬」の1割分です。

基本料金（介護予防通所リハビリテーション費）は、月単位の定額となります。

自宅からの「送迎」は、左記・基本料金に包括されています。

2．介護給付以外の料金

項　　目	料　　金	内　　容
食　費	660　円／回	昼食代（600円）＋おやつ代（60円）
日常生活品費	70　円／日	石鹸、シャンプー、消毒液、おしぼり等、日常生活上の便宜に係る費用
教養娯楽費	130　円／日	レクリエーションで使用する材料に係る費用
タオル賃借料	150　円/回	入浴時のタオル使用料
理美容（カット）代	1,500　円／回	出張理髪業者による理美容（定期的に施設内にて実施）をご利用の場合
紙おむつ	各種・実費（単価） ・パンツ（100円）・フラット（30円）・パット（20円）・紙オムツ（100円）	施設で用意する紙おむつ類をご利用の場合

3．介護給付サービス加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項　　目		料　金	内　　容
生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から6カ月以内	562円／月	以下の①～④の基準がいずれも満たされた場合、加算されます。 ① 生活行為の内容の充実を図るための専門的知識や経験を有する作業療法士または生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士等を配置。 ② 生活行為の内容の充実を図るための目標およびそれを踏まえたリハビリテーションの実施頻度・場所・時間が記載された実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供。 ③ 当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中に通所リハビリテーションの提供を終了した日の前1か月以内に、リハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況および実施結果を報告。 ④ 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問し生活行為に関する評価を概ね1月に1回以上実施すること。
栄養改善加算		200　円／月	低栄養状態やその恐れがある方を対象に、管理栄養士を配置し、利用者の栄養状態を把握し、多職種が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食の形態にも配慮した栄養ケア計画を作成、それに従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、栄養状態を定期的に記録、計画の進歩状況を定期的に評価、また、必要に応じ居宅を訪問した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算		240　円／月	若年性認知症の方が対象で、個別に担当者を決めて、その方の特性やニーズにあったサービスを提供した場合に加算されます。

介護老人保健施設　とよさと（R8.8改正）

項　　目	料　金	内　　容
科学的介護推進体制加算	40 円／月	以下の要件を満たした場合に加算されます。 ① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ② 必要に応じてリハビリテーション計画を見直すなど、リハビリテーションの提供に当たって、上記の情報その他予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供する為の情報を活用していること。 ③ LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×8.3%	介護職の人材確保と質の向上等を図るため、1か月分サービス費と各種加算を加えた総単位数に加算率(8.3%)を乗じた額を加算いたします。
通所リハサービス提供体制加算Ⅲ1	24円/月	以下のいずれかに該当すると加算されます。 ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であること。 ② 介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が30%以上であること。
通所リハサービス提供体制加算Ⅲ2	48円/月	
利用を開始した日の属する月から起算して12カ月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	要支援1 120単位を減算 要支援2 140単位を減算	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12カ月を超えた期間に指定予防通所リハビリテーションを行う場合に減算されます。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	所定単位数の3%を加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合に加算されます。

※「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」はすべての利用者が対象となります。